

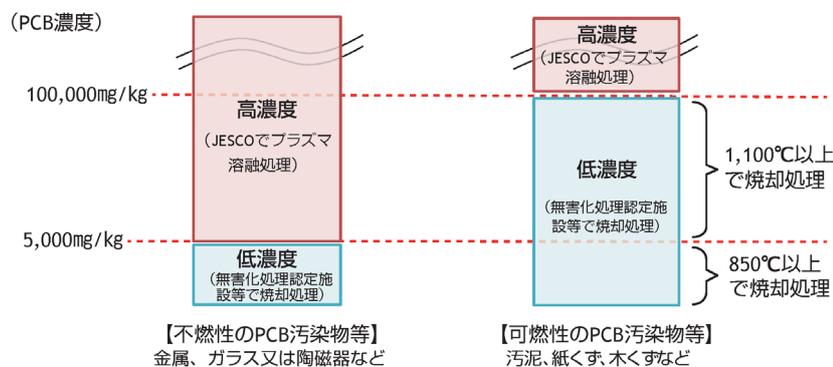
<b>品名</b>	<b>PCB廃棄物</b>	<b>I - 3</b>
-----------	---------------	--------------

**概要**

- ◇ PCB（ポリ塩化ビフェニル）はカネミ油症事件で毒性が判明し1972年に製造と新規の使用が中止された。
- ◇ 2001年のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、PCB特措法）の制定で日本環境安全事業株式会社（現中間貯蔵・環境安全事業株式会社）（JESCO）が設立され、全国5ヶ所にPCB処理施設が設置された。
- ◇ PCB特措法ではPCB廃棄物の保有事業者（以下、保有者）に対し、他人への譲渡禁止と所有事業者（以下、所有者）保管を義務付けており、2016年8月の改正で保管・使用中の高濃度PCB含有機器は、処分期間内までの廃棄（使用を停止し、廃棄物として取扱い）が義務付けられた。
- ◇ PCB廃棄物への該当は、下表の判定基準で判断する（基準に合致する場合PCB廃棄物に該当しない）。

	廃油	廃酸、廃アルカリ	廃プラスチック類、 金属くず、陶磁器くず	左記以外の廃棄物
PCB廃棄物判定基準	0.5 mg/kg以下	0.03 mg/L以下	PCBが付着・封入されていないこと	検液中の濃度が0.003 mg/L以下

- ◇ PCB廃棄物は下図のように高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類される。



（出典：環境省パンフレット）

- ◇ PCBを使用していないとする電気機器等であって、数ppmから数十ppm程度のPCBを含む絶縁油を使用しているものを微量PCB汚染廃電気機器等といい、低濃度PCB廃棄物に含まれる。
- ◇ PCB廃棄物は特別管理産業廃棄物のため、保管には特別管理産業廃棄物管理責任者の資格が必要になる。

**適用法令等**

- ◇ 廃棄物処理法
- ◇ 電気事業法
- ◇ 労働安全衛生法
- ◇ PCB廃棄物特別措置法

**処理方法**

**1. 解体実施時の対応**

- ◇ PCB廃棄物は、所有者に保管及び処理責任があり、施工者が自由に処理できない。施工者はトランスなどの重電機器の処理を行う前に、発注者に対してPCB含有の有無を確認する。重電機器の所有者は保有する機器の使用を終了する時、低濃度までの調査を行い、機器廃止届に分析結果を添付する必要がある。
- ◇ 高濃度PCB・低濃度（微量）PCBの調査・分析を順次行う。
  - ①PCB含有の可能性のある機器に対し、下記の資料等を参考にして高濃度PCBの含有を確認する。
    - ・ 中間貯蔵・環境安全事業（株）『銘板読取によるPCB使用・不使用の見分け方』
    - ・ （一社）日本照明工業会『PCB使用照明器具に関する情報』
  - ②銘板調査で「高濃度PCBの混入がない」と判定されても、以下の機器については低濃度でPCBを含むことがある。該当する場合は、分析にてPCB含有を確認する。
    - ・ 1990年までに製造のコンデンサ
    - ・ 1993年までに製造のトランス
    - ・ 1994年以降に製造のトランスで油の入替えがされたもの（入替えた油にPCB含有の可能性あり）
- ◇ PCB廃棄物の事前調査、収集・運搬、処理等の作業の際は、『PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱』（2005年2月厚生労働省）に従い安全対策を行う。

**2. 保管中の対応**

- ◇ PCB保管表示：機器名・保管責任者・連絡先を表示板（60×60cm）に明記。
- ◇ 立入禁止措置：堅固な囲いと施錠、立入禁止表示等。

- ◇ PCB 漏出事事故防止措置：PCB が外部に漏出しない構造、転倒防止措置。排水口を設けない等。
- ◇ PCB 揮発防止措置：PCB を高温に晒さない、容器の密閉化。
- ◇ 保管者は毎年 6 月 30 日までに、3 月 31 日時点の保管状況と処分予定年月を都道府県知事へ報告する。報告書様式は環境省 HP (<http://www.env.go.jp/recycle/poly/todokede/index.html>) に掲載。
- ◇ 高濃度 PCB 廃棄物の処分を完了した場合は、処分完了日から 20 日以内に都道府県知事に届出る。
- ◇ PCB を含む廃蛍光灯用安定器、廃水銀ランプ用安定器、廃ナトリウムランプ用安定器（コンデンサ外付け型安定器は除く。）の形状変更は禁止された（廃棄物処理法施行規則改正：2015 年 11 月）。

### 3. 移動時の対応（保管建物の解体、改修に伴う保管場所移動）

- ◇ JESCO の処理施設事業区域を越境して移動することは原則禁止されている。一定の事由により越境移動せざる負えない場合は環境大臣の確認審査が必要となる。問合せ先は各地方環境事務所。
- ◇ 『PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン』、『低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン』に従う。（環境省：2011 年 8 月改訂） <http://www.env.go.jp/recycle/poly/guideline.html>
- ◇ 保管場所移動は保管責任者の管理下で行う。車両運搬は特別管理産業廃棄物収集運搬業者（PCB 運搬許可業者）に委託するか、上記ガイドラインに則り自ら運搬する。
- ◇ 保管場所の変更後には、変更前と変更後の保管場所を管轄する都道府県知事に、10 日以内にその旨を届出る。

### 4. 運搬・処分に伴う注意

- ◇ 運搬は、『PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン』、『低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン』に従う。
- ◇ 高濃度 PCB 廃棄物の JESCO の各施設の受入基準は施設毎のホームページを参照。

### 5. 処分方法

- ◇ 高濃度 PCB 廃棄物は、保管場所を担当する JESCO の処理施設に処理を委託する。
- ◇ 低濃度（微量）PCB 廃棄物は、無害化処理認定施設に処理を委託する。

### 6. 行政の対応窓口

- ◇ 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
- ◇ 経済産業省（各地域の経済産業局を含む）
- ◇ 都道府県（政令市等を含む）廃棄物担当部署

### 7. 処理業者・問合せ先

- ◇ 日本通運(株) PCB 運搬許可業者（全国レベル） [https://www.nittsu.co.jp/eco\\_business/pcb/](https://www.nittsu.co.jp/eco_business/pcb/)
- ◇ 高濃度 PCB 処理施設（JESCO 事業施設） <http://www.jesconet.co.jp/customer/outline.html>

事業	北九州		大阪	豊田	東京	北海道	
実施場所	福岡県北九州市 若松区響町		大阪府大阪市 此花区北港白津	愛知県豊田市 細谷町	東京都江東区 青海地先	北海道室蘭市仲町	
事業対象地域	鳥取・島根・岡山 広島・山口・徳島 香川・愛媛・高知 福岡・佐賀・長崎 熊本・大分・宮崎 沖縄・鹿児島（17 県）		滋賀・京都 大阪・兵庫 奈良・和歌山 （2 府 4 県）	岐阜 静岡 愛知 三重 （4 県）	東京 神奈川 埼玉 千葉 （1 都 3 件）	北海道・青森・岩手 宮城・秋田・山形 福島・茨城・栃木 群馬・新潟・富山 石川・福井・山梨 長野（1 道 15 県）	
処理対象物	高圧トランス	○	○	○	○	○	○
	PCB 油等	○	○	○	○	○	○
	小型電子機器		○				○
	その他汚染物等		○	北九州で対応	北九州で対応	北海道で対応	○
	柱上トランス油					○	
PCB 分解量	1.5 t/日	10.4 t/日	2 t/日	1.6 t/日	2 t/日	1.8 t/日	12.2 t/日
処理方式	脱塩素化 分解方式	溶融分解 方式	脱塩素化 分解方式	脱塩素化 分解方式	水熱酸化分解方式 柱上トランス 脱塩素化分解方式	脱塩素化 分解方式	溶融分解 方式
処分期限	終了	2021 年 3 月	2021 年 3 月	2022 年 3 月	2022 年 3 月	2022 年 3 月	2023 年 3 月

- ◇ 低濃度 PCB 無害化処理認定施設 <http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

### 備考

- ・ 廃 PCB 機器を全国各地で保管し一括管理している事業者には、JESCO の法人グループで一括対応している。
- ・ PCB 含有塗料、シリング材については「V-3 塗料等」、「V-4 シリング材等」を参照のこと。